

第2編教育 GPA制度の取扱いに関する要綱

GPA制度の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、グレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の評点に基づきグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

(評点とGP)

第3条 宮城大学履修規程で定める評点に基づくGPは、次の式により求めた値とする。

$$GP = (\text{評点} - 55) / 10 \quad \text{ただし、} GP < 0.5 \text{ は } GP = 0.0 \text{ とする。}$$

2 宮城大学履修規程第8条第6項の規定により、学期末までに成績評価が確定できなかった授業科目については、その評価が確定するまでの間、GPを「0」として取扱う。

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「年度GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「通算GPA」という。）の三種類とする。

2 学期GPA、年度GPA及び通算GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下を切り捨てて表記する。

(1) 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

(2) 年度GPAの計算式

$$\text{年度GPA} = \frac{(\text{その年度に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その年度に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

(3) 通算GPAの計算式

$$\text{通算GPA} = \frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

(GPA対象科目)

第5条 GPA対象科目は、第3条に基づきGPが付与される授業科目であり、かつ卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる科目についてはGPAの対象科目から除くものと

第2編教育 GPA制度の取扱いに関する要綱

する。

- (1) 他大学又は短期大学において履修した授業科目を、本学における履修とみなして単位を認定した科目
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなして単位を認定した科目
- (3) 本学入学前に前2号の規定より履修した授業科目並びに学修を、本学における履修とみなして単位を認定した科目

(GPA対象科目の履修の取消し)

第6条 GPA対象科目について、必修の授業科目を除き、一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取消しは、別に定める履修取消期間に行うことができる。ただし、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取消期間以降においても全ての履修登録科目について履修を取り消すことができる。
- 3 履修取消期間内に手続きを行わない場合は、当初履修登録をした履修科目が成績評価の対象となり、履修を放棄した授業科目は不可となる。

(GPA計算期日)

第7条 GPAの計算は、学期ごとに定められた期日（成績発表日）までに確定した成績に基づいて行う。

(GPAの記載)

第8条 成績原簿には、学期GPA、年度GPA及び通算GPAを記載する。

- 2 成績証明書には、通算GPAのみを記載する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、カリキュラムセンター運営会議の議を経て、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に第1年次に入学する者から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者については、この要綱にかかわらず、なお従前の例による。